

広島県立美術館

県民ギャラリー利用のご案内

広島県立美術館は、創作活動の成果発表の場として、みなさまにギャラリースペースの貸し出しを行なっています。

県民ギャラリーの特徴

〈広い展示室！〉

ギャラリースペースは5部屋に分かれており、複数室でも利用可能です。小さな展示室でも奥行き18m×幅6mと広々！

〈作品設置に最適な環境〉

全ての壁に壁掛け作品用レールが付いており、高い天井を備えているので、大型の平面作品を広々と設置することができます。展示台や小作品展示用のミニパネルなど、貸出備品もあります。

〈交通の便が良く、観光エリアの中心地〉

広島駅や八丁堀といった広島市内各方面へのアクセスが簡単で便利な立地です。

広島城や、隣接している名勝「縮景園」など、歴史的な見どころに溢れる広島の文化地区で、作品発表をしてみませんか？



ご利用の流れ

1. 利用希望調書の提出（3月・9月の年2回）

HPから用紙をダウンロード当館まで取りに来て頂き、提出して下さい。

2. 利用調整会議（4月・10月の年2回）

展示会日程を調整する会議を行ないます。

1. 利用希望者（代表者）は、当館より事前にお送りする封筒と書類を持って、必ずご出席下さい。
2. 優先団体から日程調整を行った後、利用希望申込書の受付順にくじを引きます。
3. くじの番号順に希望の日程・展示室を選んでいただき、全ての日程がうまった時点で日程の内定・会議終了となります。

※希望する日程、展示室をご利用いただけない場合がございますので、ご了承下さい。

※優先団体については裏面の「広島県立美術館施設等利用許可取扱要項」をご覧ください。

3. 利用申し込み

「利用調整会議」で内定した日程で「展示施設等申込書」を提出後、ご利用が決定となります。

4. 施設利用許可書・および請求書の発行

（ご利用の約1ヶ月前に当館から送付します。）

利用料の納付、貸出備品の届出をして下さい。

5. 展示期間：火曜日～日曜日、9：00～17：00

（金曜日のみ当館開館時間に合わせて延長可能です）

6. 搬出日に「終了報告書」を提出していただきます。

利用料金早見表（搬入出を含む1週間分の料金目安）

	第1室 (108㎡)	第2室 (216㎡)	第3室 (216㎡)	第4室 (216㎡)	第5室 (220.5㎡)
入場有料の場合	¥70,400	¥125,100	¥125,100	¥125,100	¥132,790
入場無料の場合	¥32,960	¥58,710	¥58,710	¥58,710	¥62,280

搬入出について

・搬入は月曜日 13:00～17:00、搬出は翌月曜日 9:00～12:00の間に行なっていただきます。それ以外の時間には搬入出作業はできません。時間内に作業が難しい場合、予め担当者にご相談下さい。

注意事項

- ・館内での飲食は出来ません。（県民ギャラリー控室、1階レストラン、3階ティールームを除く）
 - ・館内への生花などの生もののお持込は出来ません。
 - ・音声を伴う展示や、特殊な設置方法を行なう場合、あらかじめ県民ギャラリー一担当者にご相談下さい。
- その他ご利用に際して制限がございます。詳しくは当館ホームページをご覧ください。

空室のご利用募集中！

現在、空展示室の利用者を募集しています。

下記の期間（搬入出を含む）でご利用を希望される方は、担当者までお問合せ下さい。1室からでも利用できます。

募集している日程については、裏面をご覧ください。

（募集期間：平成27年11月30日まで）

お問合せ： 広島県立美術館 県民ギャラリー担当（小川・増田） Tel:(082)221-6246 Fax:(082)223-1444

〒730-0014 広島市中区上幟町2-22 E-mail:iroeuma2@gmail.com

ホームページ： <http://www.hpam.jp/> （当館ホームページで県民ギャラリーでの展示会スケジュールを確認することが出来ます）

広島県立美術館展示施設等利用許可取扱要項

広島県立美術館展示施設等（展示施設（以下「県民ギャラリー」という。）の利用許可の手続きについては、次のとおりです。

1 利用期間及び2期制（前・後期）の採用

- 利用できる回数は団体又は個人につき、原則として同じ年度内に1回です。
- 利用できる期間は、原則として、月曜日の13時から翌週の月曜日の12時までを1単位とし、1単位を貸し出します。
展覧会期間中の利用時間は、美術館の開館時間どおりです。
- 利用の時期は、年間を次の2期に分けることとします。

前期	4月1日から9月30日まで
後期	10月1日から翌年3月31日まで

2 利用希望の申し出

県民ギャラリーの利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）は、「利用希望申込書」（別紙様式1）と、美術団体調査表（別紙様式2：個展の場合は不要）、添付資料を次の期間内に提出してください。

前期	前年度の9月1日から9月20日まで（グループ1～3の団体） 前年度の9月1日から9月末日まで（グループ4の団体）
後期	前年度の3月1日から3月20日まで（グループ1～3の団体） 前年度の3月1日から3月末日まで（グループ4の団体）

3 利用許可の優先順位

公立美術館として、公共性・広域性・教育性の確保といった観点から、次のとおり利用の優先順位を定めています。

- グループ1：国又は県が主催（企画・運営する協議会等を含む）する美術展覧会
- グループ2：報道機関が企画・主催する公共性の高い美術展覧会（一般公募展を除く）
- グループ3：全国的規模又は全県で活動実績のある一般公募団体が主催する美術展覧会及び学校教育法にかかげる学校が主催する美術展覧会
- グループ4：全県的規模の美術団体が主催する美術展覧会及び、その他の美術団体または個人が主催する美術展覧会

4 利用日程の調整

利用日程及び展示室を調整するため、県民ギャラリー利用調整会議（以下「会議」という。）を開催します。会議の開催は次に掲げるとおりです。

- 会議は、年2回開催するものとし、その時期はおおむね次のとおりです。

前期	前年度の10月中旬～下旬
後期	当該年度の4月中旬～下旬

- 会議は、利用希望者（利用希望者の委任を受けた責任ある代理人を含む。）をもって構成します。
- 会議に出席しない利用希望者については、優先順位の最下位にランクするものとします。

空室のご利用募集中！

現在、空展示室の利用者を募集しています。

下記の期間（搬入を含む）でご利用を希望される方は、担当者までお問合せ下さい。

1室からでも利用できます。

- 平成28年4月11日（月）～4月18日（月） 第1・2展示室
- 平成28年4月18日（月）～4月25日（月） 第2・3展示室

（募集期間：平成27年11月30日まで）

※利用希望者多数の場合、抽選で決定します。

お問合せ：082-221-6246

広島県立美術館県民ギャラリー担当（小川・増田）